

保育所運営編

第2章 第5 保護者等への支援・情報提供・対応

○児童虐待を発見したときの対応方法は

Q 保育所は虐待の発見しやすい場であると思いますが、実際に保育所を利用している保護者が子どもに対して虐待をしていたことが分かった際の対応方法を教えてください。



A 児童虐待を発見したときの対応は、①虐待の早期対応（通告・相談）と②虐待が発生している家庭への援助（見守り・支援）の2点です。なお、虐待の早期対応については園内で通告・相談先を策定し、全職員が共有できるように明示しておくことが大切です。

解説

1 虐待の通告
児童相談所や自治体窓口への虐待通告に際して、「どこまでが虐待か」と通告することを躊躇する場合があるかと思いますが、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に児童虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなり、児童虐待の防止に資することが期待される」ということである（「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について）平

第2章 第5 保護者等への支援・情報提供・対応

- こと
- ③ 受傷状況の写真を撮っておくこと（市区町村や児童相談所は通告受理時に写真の撮影を依頼します。）
 - ④ 虐待に関する事実関係は、できるだけ細かく具体的に記録しておくこと
 - ⑤ 子どもから聞き取る際には誘導とならないように注意すること（子どもからの聞き取りには、オープンクエスチョン形式が適切です）。また、子どもを責めるような口調にならないように注意すること

2 園内の通告・相談先経路の例
通常、虐待発見者から園内経路をたどり、園長が虐待の状況を精査し、園内ケース会議で情報を共有し、外部機関に通告・相談します。虐待に関する園内ケース会議には地域の民生委員、保護司等を招くなど、早期より外部関係者と連携を図るようにします。園内での通告の手順等については、マニュアル化して職員全体で把握しておくことが必要です。

- (1) 園内経路は、次のように明示します。
- 虐待発見者→クラス担任→保育主任→園長→外部機関
(生命に関わる等、緊急性のある場合はこの経路の限りではありません。)
- (2) 緊急性のある通告・相談のために、園内経路と共に次のように連絡先を明示します。

緊急通告先（注）	当該児童相談所	電話番号	189番
	警察署	電話番号	110番
相談先（注）	市町村窓口	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇
	当該児童相談所	電話番号	〇〇〇-〇〇〇〇

トラブル解決編

第2章 第2 食事（給食・おやつ等）

○食物アレルギーの対応は

Q 食物アレルギーを持つ子どもが増えています。保育していく上で、どのようなことに気を付けたいのでしょうか。



A 近年、食物アレルギーを持つ子どもが増えました。アレルゲンの種類も多岐にわたり、一人一人に合わせた対応には細心の注意が必要となります。
一番大切なことは、アレルギーの対応を家庭と確認し合せておくことです。また、間違えて提供しないために、保育所でのチェックを確立することです。
一人一人の状況に合わせてはいても、全ての子どもに違う食事を作るとは不可能ですから、保育所のルールを決めて「誤食を予防」してください。

事故予防チェックリスト

項目	予防方法
アレルゲンの特定	医療機関を受診して食物アレルギーの診断を受ける 医師の指示書（保育所におけるアレルギー疾患生活

第2章 第2 食事（給食・おやつ等）

食事の受取り時	<ul style="list-style-type: none"> ・保育者がチェックした献立表を、栄養士、調理員が確認する ・調理員は献立内容を確認する ・保護者にチェックした献立表を配付する
提供時	<ul style="list-style-type: none"> ・調理員はアレルゲンを除いた食事になっているか、確認簿を見ながら声に出して確認する ・調理員は全ての器にラップをかけて配慮内容を書き込み、個人のトレーに乗せて出す ・受取り者（保育者）はサインをする
誤食発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・トレーのラップを剥がさず、確認簿を提出する ・他の子どもに食べさせない ・子どもの食器を洗わない

解説

1 アレルゲンの特定
子どもに明らかな状態の変化が認められたときには、医療機関で食物アレルギーの診察を受けるように勧めます。アレルゲンが認められ、医師から食物の除去を指示されたときは、医師の指示を基本に保育所で提供する給食を確認します。面談時には、複数の職員が出席して、食物アレルギー対応の基本的考え方を説明し、アレルゲンを除いた献立を提示し確認します。
保育所での配慮点は、食品の量や、調理方法による個別対応は複雑になるので行

相談事例より

第3章 第1 疾病（感染症等）

○インフルエンザの集団感染が認められたため、登園自粛を求めたとき

相談事例

保育所においてインフルエンザの感染者が10名以上出るといった事態が発生したため、保育所は園児の保護者に対して1週間の登園自粛を求めました。後日保育所に園児を預けることができなくなった母親が、その間仕事を休まざるを得なかったと主張し、その間の給与相当額の支払を求めてきました。



ポイント

保育所が保護者に対して園児の登園自粛を求め、保護者に対して保育サ

第3章 第1 疾病（感染症等）

解説

1 学校保健安全法への準拠
学校保健安全法は、「学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。」（学校保健安全法20）と規定し、学校の設置者（いわゆる学級閉鎖を行う権限を付与しています。他方、保育所について同様の規定はありませんが、保育所の経営者が活用すべき「保育所における感染症対策ガイドライン」（平成30年3月厚生労働省）は、「学校保健安全法に規定された、学校において予防すべき感染症への対策は、保育所における感染症対策を実施する上で参考になる」としていることから、保育所の経営者も一定の場合には登園自粛を求めることができ、また、登園自粛を求めるべき場合もあると考えられます。

2 体制の整備
保育所が集団感染が発生した場合、保育所は保育を必要とする児童に対して保育サ

保育所の運営、保育の実施において生じるあらゆる疑問にお答えします！

わかりやすい
保育所運営の手引

— Q&Aとトラブル事例 —

編集 保育所運営実務研究会

【代表】高橋 紘（至誠保育福祉研究所 所長）

【編集委員】

- 高橋 久雄（元昭和女子大学 人間社会学部福祉社会学科 教授）
- 和田上 貴昭（日本女子大学 家政学部 児童学科 准教授）
- 松田 典子（文教大学 教育学部 専任講師）



- ◆ 保育所を適正に運営していく上で必要となる保育の計画や労務管理、会計・税務などについて、Q&Aでわかりやすく「**保育所運営編**」として解説しています。
- ◆ 実際の事例や判例をもとに、保育の様々な場面で起こりうる「事故」や「トラブル」の予防と対応についてチェックリストを掲げて「**トラブル解決編**」として解説しています。
- ◆ 子ども・子育て支援制度の実施をはじめ、時代に合わせて変わりゆく保育所運営について、常に**最新の内容**をお届けします。

追録購読者特典 電子書籍版を無料で利用できます。

加除式・B5判・全1巻・ケース付
総頁1,572頁
定価11,000円（本体10,000円）
送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてご購入となります。

●バンダー方式によりさらに使いやすくなりました。（特許第3400925号）



